

## 学校法人片柳学園 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性はその能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる環境の整備に取り組むため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

### 2. 目標と対策

#### 【目標1】

管理職(課長補佐以上)に占める女性割合を30%以上にする。

〈対策〉

- ・係長・主任級の女性職員を対象としたリーダー研修を実施する。
- ・女性職員対象のキャリア支援セミナーを開催する。
- ・職員の昇格昇進基準を可視化し、公平な選考プロセスを整備する。

#### 【目標2】

若手女性職員の自己啓発支援制度利用率を20%以上にする。

〈対策〉

- ・自己啓発支援制度(外部研修受講支援、資格取得支援など)の案内を改訂し周知する。
- ・若手女性職員対象に「キャリアデザイン研修」を年1回開催する。
- ・所属長向けに、若手女性職員の支援に関するマネジメント研修を実施する。

以上